

第2章 江戸川区の環境の現況

2-1 総合的な環境対策

環境をよくする運動

(1) これまでの経緯

区内では、昭和30年代後半からの人口急増に対して、都市基盤の整備が追いつかず、様々な環境問題が生じました。これらの問題を解決するため、行政だけでなく、区民や事業者が一体となった対策を総合的に進めようと、昭和44年に環境浄化対策協議会が設置されました。

昭和45年5月に、「ゆたかな心 地にみどり」のスローガンのもと第1回清掃デーを実施し、6月には各地区に環境浄化推進地区協議会が設置されました。そこから、現在の活動基盤となっている推進委員制度・美化運動・絵画コンクールなど、全区的な「環境浄化運動」が始まりました。

その後、葛西地区ごみ公害問題・航空機騒音問題・成田新幹線区内通過問題の、いわゆる三大公害問題が発生しましたが、環境浄化対策協議会を中心とした区民と行政一体の根強い活動により、いずれの問題も解決に至りました。



都市環境が着々と整備されていく中で、それまでのハエや蚊の撲滅、側溝や空き地をきれいにしようとする環境浄化を、快適な環境を守り育てていこうとする活動へ繋げていくことが求められるようになりました。そこで昭和59年、「環境をよくする運動」へと名称を変更し、さらに広がりのある運動として今日まで発展を続けてきています。

(2) 中央大会・環境フェア



環境をよくする運動の祭典として、環境をよくする運動中央大会を毎年開催し、行動指針の発表を行うとともに、環境をよくする運動に貢献した功労者の表彰を行っています。第1回大会は昭和46年5月に開催され、その中で『私たちの愛する町、江戸川区をみんなの心と力を合わせて住みよい町にしよう』と決議しました。これまで52回の表彰を重ね、被表彰件数は延べ2万467件にのぼります。

平成元年からは、環境の大切さを楽しみながら学習する場として、環境フェアを同時開催しています。毎回テーマを決め、その時どきに見合った内容としており、近年ではエコや最新技術に関する出展が多くなっています。環境の総合イベントとして定着しており、平成 24 年度以降はえどがわエコセンターと共催しています。



(3) 地区協議会活動

環境をよくする運動は、区内を6つの地区（小松川平井・中央・葛西・小岩・東部・鹿骨）に分けた各地区協議会が活動の基盤となっています。各地区協議会は、地域の町会・自治会、子ども会、くすのきクラブ、商店会などから選出された「環境をよくする推進委員」（任期2年：780名）で構成され、それぞれの地域の特性を活かした地区大会や各種実践活動を行っています。また、一斉美化運動（春・秋）や絵画コンクールなど、全区的な取り組みも実施しています。



(4) 歩きたばこ・ポイ捨て防止に向けた活動

歩きたばこは火傷や健康被害の原因となり、また、吸い殻のポイ捨てはまちの美観を損ねるだけでなく、火災の原因にもなる重大な社会問題です。

区はこの問題の解決に向けて、区民のみなさんを先頭に区・諸団体が一体となって、喫煙マナーの向上を訴える啓発活動を行っています。

平成 24 年1月には「江戸川区歩行喫煙及びポイ捨ての防止等に関する条例」が施行され、この条例のもと、区では喫煙ルールの徹底化を図るため、様々な取り組みを行っています。



また、令和2年4月に上記条例を一部改正し、「受動喫煙防止重点区域」を指定できるようになりました。指定後は区域内的の路上での喫煙が禁止となります。令和2年7月16日からJR平井駅周辺を、令和3年3月30日からは東京メトロ葛西駅・西葛西駅及びJR小岩駅周辺を、令和4年8月10日からは都営新宿線船堀駅を受動喫煙防止重点区域に指定しました。なお、駅周辺を受動喫煙防

止重点区域に指定した5駅において、区が設置した屋外喫煙所の供用を開始しています。

【主な取組み】

- ▶各種団体・事業所等への周知活動
- ▶注意啓発用の看板や路面シートの設置
- ▶広報えどがわ・区民ニュース・バス車内放送等によるPR
- ▶通勤時間帯に合わせた駅周辺での啓発活動
- ▶各種イベントにおける啓発グッズ等の配布
- ▶受動喫煙防止重点区域の指定

(5) これからの環境をよくする運動

区は、ともに生きるまち（共生社会）を目指し、令和4年8月に2100年の江戸川区（共生社会ビジョン）を策定しました。このなかで、今から2100年にかけて、区の人口や財政規模、職員数が大きく減り、3分の2程度になると予想されています。

これまで区と環境をよくする地区協議会が中心となって様々な環境活動を実践してきましたが、これからはPPP（Public-Private Partnership：官民連携）をキーワードに、企業や団体、学生、個人などとも連携し、持続可能な環境活動を目指していきます。

～ 取組事例 ～ パトラン東京による駅前清掃活動

主 催：パトラン東京

（ランニングしながらパトロールや清掃活動をするボランティア団体

活動内容：2か月に1回、区内の各駅前で開催するパトロールと清掃活動に、区内外の企業や学生、障がい者団体、地元町会・自治会などがいっしょに参加し、駅前の美観向上に努めています。



平井駅前での清掃活動

（令和5年1月）

100名以上が参加しました

※令和4年度中に、
小岩駅や西葛西駅
でも実施しています。

あき地の適正管理

区内には人の使用していない土地、いわゆるあき地等がまだまだ点在しています。使われていない理由はさまざまですが、管理が不十分ですと知らないうちにあき地周辺の方々に迷惑をかけることとなります。

毎年春になると草木が成長し、あき地の雑草等が勢いよく伸び始めます。見た目にもうっとうしく、伸びた草が隣の家に入り込んだり、害虫が発生したりします。さらに知らないうちにごみ等が不法投棄されることもあります。

区では昭和46年(1971年)に「あき地をきれいにする条例」を定めて、住民にはごみ捨てをしないように、あき地の所有者には適正管理に努めるよう協力を求めています。

(1) 草刈機の貸し出し(無料)

区はあき地の雑草等の対策の一つとして、所有者自身で草刈をする場合に、肩掛け式で簡単に扱える草刈機の無料貸し出し(燃料は各自負担)を行っています。

貸し出し期間は1週間程度です。令和4年度の貸し出し実績は、41件で延べ291台でした。



(2) 区の委託業者による除草(有料)

土地所有者自身で除草ができなく、草刈を依頼したい場合は、有料で区の契約している業者に区を通じて依頼することができます。

令和4年度の依頼件数は11件、草刈の面積は合計で1,467㎡でした。

